

保護者の皆様へ

武蔵村山市立第十小学校
校長 今井 一馬

新型コロナウイルス感染症 インフルエンザの出席停止について

児童生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条により蔓延防止と予防のために、出席停止になります。出席停止期間は欠席扱いになりません。医師や保健所の指示に従い、感染のおそれなくなる期間まで、登校を見合わせてください。

また、医療の逼迫を避けるため、下記の2つの感染症に限り医師の証明・診断書等は必要ありません。登校するときに、右の「登校届」に保護者の方が必要事項を記入して学校へ提出してください。

感染症名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで

保護者記入

登校届

(新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ)

武蔵村山市立第十小学校

年 組

切り取って提出してください

病名(どちらかに○をつけてください)

- ・新型コロナウイルス感染症
- ・インフルエンザ 型

出席停止期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

医療機関名

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

保護者氏名